

大崎町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎町建築物耐震改修促進計画（平成27年3月策定）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、大崎町内の木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の定めるところにより大崎町木造住宅耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大崎町補助金交付規則（昭和56年大崎町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による建築物（これらの構法又は工法を含む立体的な混構造については、当該構法又は工法の部分に限る。）であって、次に掲げる全てを満たすものをいう。
 - ア 専用住宅又は併用住宅（住宅の用途に供する部分の床面積が、延べ面積の過半であるものをいう。）であること。
 - イ 地上3階建てまでであること。
 - ウ 昭和56年5月31日以前に建築又は着工されたものであること。
 - エ 現に居住の用に供していること。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することであって、次号の耐震診断技術者により行われるものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、登録された建築士事務所に所属する鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 耐震診断を行う木造住宅の居住者又は所有者であること。
- (2) 前号の木造住宅の居住者と所有者が異なる場合は、当該居住者及び所有者双方が耐震診断の実施について同意していること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、町内の木造住宅の耐震診断に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助金の交付対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、木造住宅1棟につき6万円を限度とする。

2 補助金の交付は、木造住宅1棟につき1回とする。

(耐震診断内容の協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断に関する契約を建築士事務所と締結する前に、町長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ大崎町木造住宅耐震診断補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「交付申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断実施計画書(別記第2号様式)
- (2) 耐震診断費用の見積書の写し
- (3) 建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し(確認通知書, 検査済証, 登記簿謄本等)
- (4) 町税等を完納していることを示す証明書
- (5) 借家の場合は, 耐震診断借主(貸主)同意依頼書(別記第3号様式)
- (6) 付近見取図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- (7) 配置図(対象住宅の位置が特定できる程度のもの)
- (8) 平面図(延べ面積の算出が可能である程度のもの)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第8条 町長は、前条の交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、大崎町木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書(別記第4号様式。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第9条 補助金の交付対象者は、前条の交付決定通知書を受けた事業の内容について変更又は中止しようとするときは、大崎町木造住宅耐震診断補助金事業計画変更承認申請書(別記第5号様式。以下「変更承認申請書」という。)に事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更の決定通知)

第10条 町長は、前条の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、大崎町木造住宅耐震診断補助金変更交付決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付対象者は、補助事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、大崎町木造住宅耐震診断補助金実績報告書(別記第7号様式。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書(別記第8号様式又は別記第9号様式)
- (2) 建築士事務所が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) 配置図及び平面図
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査を行い、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、大崎町木造住宅耐震診断補助金交付

確定通知書（別記第 10 号様式。以下「確定通知書」という。）により速やかに補助金の交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第 13 条 補助金の交付対象者は、前条の確定通知書を受理したときは、大崎町木造住宅耐震診断補助金交付請求書（別記第 11 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 14 条 町長は、補助金の交付対象者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。